

高知県離島航路運営費補助金交付要綱

(趣旨及び目的)

第1条 県は離島航路の維持及び改善を図り、もって離島地域の振興及び離島住民の民生の安定及び向上に資することを目的として、予算の範囲内において離島航路事業者に対し、離島航路運営費補助金（以下「航路補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 離島航路 本土と離島（本土に属する島をいう。）とを連絡する航路、離島相互間を連絡する航路その他船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路をいう。
- (2) 離島航路事業 離島航路における海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する旅客定期航路事業で同法の適用を受けるものをいう。ただし、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国海内第149号。以下「国庫補助要綱」という。）第29条の事業の対象となっている離島航路において、国庫補助要綱第2条第八号イの再編計画に基づき、旅客定期航路事業から海上運送法第2条第3項に規定する貨物定期航路事業（人の運送をするものに限る。）又は同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業に転換した場合については、これらの事業を離島航路事業とみなす。
- (3) 離島航路事業者 離島航路事業を営む者をいう。
- (4) 補助対象航路 第8条第1項に規定する基準に該当するものをいう。
- (5) 補助対象期間 航路補助金を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する会計年度。以下同じ。）の前年度の9月30日を末日とする1年間をいう。

(補助対象事業)

第3条 航路補助金の補助対象事業は、補助対象航路を運航する事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 航路補助金の補助対象事業者は、前条の事業を行う離島航路事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助対象経費)

第5条 航路補助金の補助対象経費は、補助対象期間に発生し、国庫補助要綱第30条第2項で規定される別表18により算出した実績欠損額とする。

(補助金の額)

第6条 航路補助金の額は、前条の補助対象経費から国庫補助要綱第37条の規定により確定した補助金の額及び国庫補助要綱第30条第3項の規定により算出した経営改善促進調整額を控除した額の3分の2以内の額とし、予算の範囲内において定める額とする。

(補助対象航路の指定の申請)

第7条 航路補助金の交付を受けようとする者は、航路ごとに、別記第1号様式による補助対象航路指定申請書を、航路補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度の6月30日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 別記第2号様式による運航計画書
- (2) 別記第3号様式による航路整備計画書
- (3) 別記第4号様式による航路損益見込み計算書及び最近1年間の航路損益計算書

(補助対象航路の指定)

第8条 知事は、前条第1項の規定による補助対象航路の指定の申請に係る離島航路の中から、次に掲げる基準に該当すると認められる航路について指定を行う。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域（以下「離島地域等」という。）に係る航路であること。
 - (2) 本土と離島地域等又は離島地域等の地域相互間を連絡する航路であり、かつ他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便となること。
 - (3) 当該航路が陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機関機能を有すること。
 - (4) 当該航路において関係住民のほか、郵便・信書便又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。
 - (5) 当該航路の経営により、航路補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度の10月1日から前年の9月30日までの1年間に欠損が見込まれること。
- 2 知事は、前項の規定により航路補助金を交付する航路の指定を行ったときは、その旨を別記第5号様式補助対象航路指定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(航路損益計算書の提出)

第9条 補助対象航路の指定の申請をした者は、別記第6号様式補助対象期間における航路ごとの航路損益計算書を作成し、これを当該期間終了後2月以内に知事に提出しなければならない。

2 前項の航路損益計算書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款並びに最近の貸借対照表、営業報告書、損益計算書及び利益金処分に関する書類又はこれらに相当するもの
- (2) 当該航路に関する帳簿組織一覧表

(補助金の交付の申請)

第10条 航路補助金の交付を受けようとする者は、別記第7号様式離島航路運営費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 航路補助金を受けようとする会計年度の予算書及び前年度の決算書
- (2) 補助対象期間に係る航路損益計算書の写し
- (3) 補助対象期間に係る国の離島航路補助金の交付決定及び額の確定通知書の写し

(補助金の交付決定及び通知)

第11条 知事は、前条の規定により提出された補助金交付申請書の内容を審査し、これを適當であると認めたときは、航路補助金の交付の決定を行い、その旨を別記第8号様式交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助の条件)

第12条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならぬこと。

- (2) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、前条に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金交付の申請の取下げ)

- 第13条 補助事業者は、前条の航路補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、航路補助金の申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定に基づき取り下げるができる期間は、第11条の規定による通知があつた日から10日以内とし、取下げをしようとする者は、別記第9号様式に基づき離島航路運営費補助金交付申請取下届出書を知事に提出しなければならない。

(計画変更等の申請)

- 第14条 補助事業者は、補助対象航路の申請において提出した運航計画を変更する場合は、別記第10号様式運航計画変更届出書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第15条 補助金の実績報告については、第10条の規定による補助金の交付の申請をもって代えるものとする。

(帳簿等の整理)

- 第16条 補助事業者は、当該離島航路事業の損益計算の根拠が明らかであるように関係帳簿及び書類の整理をしなければならない。
- 2 補助航路事業者は、前項の帳簿及び書類を航路補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(グリーン購入)

- 第17条 補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

- 第18条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(その他)

第19条 知事は、必要があると認めるときは、第8条第1項の規定により指定を受けた補助事業者に対し、経営改善等に必要な指導及び助言を行うことができる。

附 則

この要綱は平成2年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。
2. 平成6年9月30日を末日とする補助対象期間に係る離島補助航路の指定申請については、この要綱の規定に係わらず、平成7年5月31日までに提出するものとする。
3. 平成7年9月30日を末日とする補助対象期間に係る離島補助航路の指定申請については、この要綱の規定に係わらず、平成7年5月31日までに提出するものとする。

附 則

この要綱は平成9年10月15日から施行し、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成16年9月7日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成17年5月16日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成23年4月6日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は平成24年11月22日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。
(経過措置)
2. 第5条において、平成23年9月30日を末日とする補助対象期間に係る補助対象経費の額は、国庫補助要綱附則第19条の規定により定めるところによるとされた別表16により算出した実績欠損額とする。
3. 第6条において、平成23年9月30日を末日とする補助対象期間に係る航路補助金の額は、前項の補助対象経費から国庫補助要綱附則第19条の規定により定めるところによるとされた別表16により算出した実績欠損額又は標準欠損額のいずれか少ない金額を控除した額の3分の2以内の額とし、予算の範囲内において定める額とする。

附 則

この要綱は平成26年1月14日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成26年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年11月14日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。